

那須塩原市立東原小学校いじめ防止基本方針

1 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということ及び「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起これり得る」ということを強く認識し、いじめを許さない学校づくりに向けて学校組織をあげ取り組みます。

(1) いじめの未然防止に向けて

- ア 人づくり教育を推進し、児童が将来、自己実現を図れるよう人格の基盤づくりをしていきます。
- イ 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組みます。
- ウ 児童一人一人がいじめの問題を自身の問題として認識し、「いじめを許さない心」と「いじめを起さない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、学校組織をあげた計画的な指導を実践します。
- エ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

(2) いじめの早期発見に向けて

- ア いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われるということを教職員一人一人が強く認識します。
- イ 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の僅かな変化を見逃さないようにします。
- ウ いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく組織的な対応を図ります。
- エ 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- オ 日頃からの保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。

(3) いじめの早期解決に向けて

- ア いじめられている児童や保護者の立場に立った対応を常に行います。
- イ いじめられている児童を徹底的に守り通します。
- ウ いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めた上で、安易に解決したと思い込むことなく、解決に向け組織的な対応を図ります。
- エ いじめる児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- オ 保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるよう努めます。

(4) 本方針の見直しについて

- ア 本方針については、いじめへの取組がより実効性のあるものになるよう、見直しを行うなど、改善を図ります。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

「いじめ・不登校対策委員会」を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通した未然防止対策を行う。また、いじめが発生した際には、解決に向け組織的に対応します。

(1) 委員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、保健主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、教育相談担当、関係職員及び担任、スクールカウンセラー
※年度当初の共通理解・定期会議（年3回）・随時会議を行う。

(2) 未然防止・早期発見のための役割分担

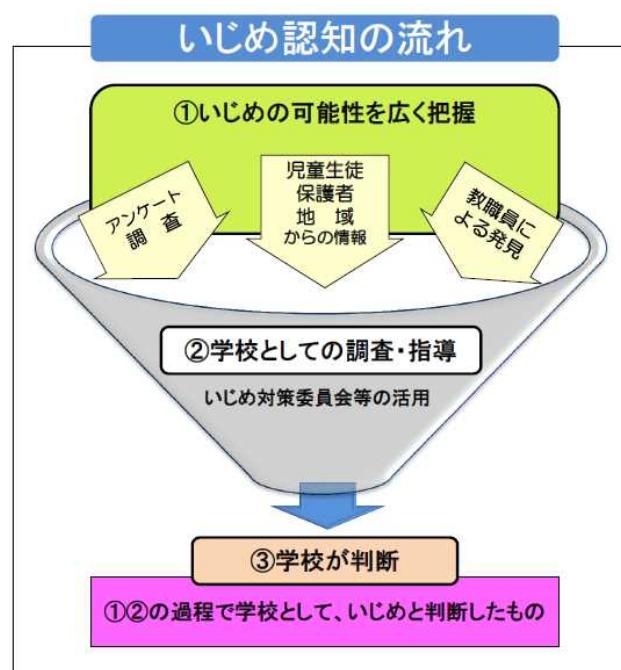
管理職 (校長・教頭)	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理マニュアルの作成、確認 いじめ調査等の確認、対応指示 地域との連携と外部への説明責任 関係機関との連絡・調整
教務主任	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策諸行事等の調整
児童指導主任	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策全体指導 いじめ対策委員会の企画進行 学級担任からの情報収集 校内研修会等の計画、実施
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> 望ましい学級集団形成に向けた意図的な取り組み 日ごろの人権教育の実施 日ごろのチェックと調査の実施
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> SC、SSW、心の相談員との連携、調整
教育相談係	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮児童の情報提供 日ごろの実態調査（アンケート）の作成（月1回） 教育相談月間の設置（年3回）
人権教育係	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育の推進 いじめアンケートの作成、実施

(3) いじめ認知時の対応（随時開催）

ア 事実関係の把握

学校は、アンケート調査、児童生徒・保護者・地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握することに努めます。

校長の強力なリーダーシップの下、いじめ対策委員会等で報告・連絡体制を密にしながら迅



イ 「いじめ・不登校対策委員会」の対応

「いじめ・不登校対策委員会」の対応

いじめ情報の把握・確認（担任）

児童指導主任 管理職

いじめ・不登校対策委員会
報告・調査方針・分担等の決定

- (1) 目的を明確にする。
- (2) 行動の優先順位を決める。
- (3) いつまでに誰が何をするかを明らかにする。

調査・実態把握

指導方針の決定、指導体制の確立

- (1) 指導、支援の対象と、手立てを明確にする。
ア 学校、学年、学級への指導、支援
イ 被害者、加害者等への指導、支援
ウ 観衆、傍観者等への指導、支援

児童への指導・支援及び保護者との連携

いじめられた児童の保護、いじめた児童に対して
「いじめは絶対許されない」ことを理解させる指導、
周りの児童への働きかけ、保護者との連携

- a 保護者との連携
- b 市教委との連携
- c 関係機関との連携

その後の対応

継続的な指導・支援、心のケア、集団づくり

3 具体的対応

いじめの問題に対して、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、以下のことを念頭において、毎日の教育活動を行います。

(1) いじめの未然防止対策

ア 教職員のいじめに対する意識の高揚

(ア) いじめに関する全教職員対象の校内研修会を実施する。

イ 校内体制の確認・評価及び確認・評価に基づいた改善

(ア) いじめに関する校内体制の確認・評価を実施し、速やかに確認・評価に基づいた改善を図る。

ウ 学業指導の充実

(ア) 学業指導の充実に向け、組織的かつ計画的な指導に努める。

(イ) 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。

(ウ) 「安心して自己表現できる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

エ 道徳教育の充実

(ア) 教育活動全体を通じて道徳教育を行い、充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。

(イ) 道徳教育で培われた道徳性や道徳的実践力を、生きる力として日常生活の場面に具現化できるよう援助する。

オ 特別活動の充実

(ア) 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。

(イ) 「話合い活動」や「係活動」「児童会活動」を充実させることで、児童の自己有用感を高め、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む態度を育成する。

(ウ) 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動を推進する。

カ 人権が守られた学校づくりの推進

(ア) 自他の人権の大切さを認め合うことができるよう人権教育を推進する。

(イ) 自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることができないよう、人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。

(ウ) いじめをさせないという人権に配慮した環境づくりに心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。

キ 保護者・地域との連携

(ア) ホームページ等を通じて、地域に対し本校のいじめ対策基本方針を周知する。

ク ネットいじめへの対応

(ア) 携帯電話、スマートフォン等の校内への持込みは原則禁止する。やむを得ず持ち込む場合は担任に申し出て、日中は学校に預ける。

(イ) 教科や学級活動を活用し、児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指

導する。

- (ウ) 以下の点について重点的に指導する。
 - a 掲示板やSNS、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しない指導を徹底する。
 - b 「出会い系サイト」などの有害サイトにアクセスさせない指導を徹底する。
 - c インターネットによるSNSを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導を徹底する。
- (エ) 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう保護者に対する啓発に努める。

(2) 早期発見に関する対応

ア アンケートの実施

- (ア) 定期的及び随時「心のお天気」を実施し、早期発見に役立てていく。

イ 教育相談の充実

- (ア) 教育相談月間を年間3回設定する。その他必要に応じて随時相談を行う。
- (イ) 児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- (ウ) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる体制にする。

ウ 情報交換による共有

- (ア) 気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- (イ) 養護教諭やSC、SSW心の教育相談員等と情報を共有できる体制を整える。

(3) 早期解決に向けた対応

ア 保護者への報告

- (ア) いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。

- (イ) 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

イ いじめられている児童及び保護者への支援

- (ア) いじめられた児童や保護者に対し、絶対に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除き心のケアをするとともに、児童の安全を確保する。

- (イ) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

- (ウ) いじめを解決する方法について、教職員はいじめられた児童及び保護者と話し合って決めること。その際、いじめられた児童の意思を無視して強引に解決を進めないように配慮する。

ウ いじめた児童への指導及び保護者への指導・助言

- (ア) いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

- (イ) いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けて指導に当たる。

- (ウ) 保護者の心情に配慮しながら、問題の解決のための協力を要請する。

エ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- (ア) いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせる。

(イ) 見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させる。

オ ネットいじめへの対応

(ア) ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、「いじめ・不登校対策委員会」で情報を共有するとともに、市教委と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。

カ 警察との連携

(ア) いじめが犯罪行為として取り扱われべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

キ 懲戒

(ア) 在籍する児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、当該児童に対して、事実行為としての懲戒により反省を促したり、学校教育法第11条の規定に基づき、法的効果を伴う懲戒を加えたりする。

ク 出席停止

(ア) 在籍する児童がいじめを行っている場合であって、他の児童の安全や教育を受ける権利が保障されないと判断される場合、出席停止の運用について積極的に検討する。

(4) 重大事態への対応

ア 重大事態とは

「重大事態」とは、次の(ア)、(イ)の状況とする。

(ア) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認めるとき。

- a 児童が自殺を企図した場合
- b 精神性の疾患を発症した場合
- c 身体に重大な傷害を負った場合
- d 高額の金品を要求又は奪い取られた場合

(イ) いじめにより（当該学校に在籍する）児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- a 年間の欠席が30日程度以上の場合
- b 連續した欠席の場合は、状況により判断する。

イ 重大事態発生時の対応

(ア) いじめ対策委員会により、速やかに関係児童から聞き取りを行い、事実確認をする。

(イ) 市教委に報告するとともに、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(ウ) 重大事態調査のために市教委が設置する組織に協力する。

(5) 年間スケジュール表

日 付	会 議 ・ 取 り 組 み 等
4／26	第1回いじめ・不登校対策チーム巡回訪問
5／13	WE B Q U実施週間
5／19	現職教育（児童理解）
5月	中学校区小中情報交換会
6月	教育相談月間
6／12	WE B Q U校内研修
6／13	第1回いじめ・不登校児童に対する対策会議
6／17	人権週間
6／25	いじめ防止集会
10／21	WE B Q U実施週間
11月	教育相談月間
11／6	第2回いじめ・不登校児童に対する対策会議
11／21	WE B Q U校内研修
12／2	人権週間 いじめ無記名アンケート
12／6	人権集会
2／10	第3回いじめ・不登校児童に対する対策会議

※毎月 「心のお天気」アンケートの実施

※随時 インターネット・スマホ・ゲーム等に関する使い方の指導

※長期休業 情報モラルに関する動画視聴、親子ワークシート